

知多市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

知多市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・ 5
5. 関連する取組・今後のフォローアップについて・・ 8

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

○ 本市がめざす教育「ひとを育み未来につなぐ知多の教育」を実現するためには、学校、家庭、地域が連携して子どもたちの学びを支え、確かな学力と、豊かな人間性・社会性を育む質の高い教育環境が必要となる。学びを支える学校においては、教育職員※が情熱を失うことなく働き続けることができるようにしていくことは、子どもたちへのよりよい教育環境確保のために重要かつ喫緊の課題である。

そこで、本市として「学校における働き方改革」を推進するため、具体的な目標を示した本計画を定める。

※本計画における教育職員とは、校長・教頭・教諭・養護教諭・常勤講師・再任用職員とする。

(2) 本市の現状

○ 本市では、令和3年4月に、市内小中学校の教育職員の時間外在校等時間の上限に関する方針として、「知多市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（以下「規則」という）を定め、教育職員の時間外在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○ こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況については、以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の現状】

	年間 360h 超の割合	月 45h 超の割合	月 80h 超の割合
小学校 (272 人)	47.1%	13.3%	0.4%
中学校 (163 人)	54.0%	22.6%	1.5%

調査対象：校長・教頭・教諭・養護教諭・常勤講師・再任用（フルタイム）

令和6年度の時間外在校等時間は、月45時間超、80時間超ともに中学校の割合が高い。これは、平日の授業後や休日の部活動指導・引率が大きき要因の一つである。また、小中学校ともに、年度当初や学校行事が多い2学期、中学校では、定期テスト前後や成績処理事務が多くなる月に時間外在校等時間が長くなる傾向がある。

負担が大きくなっている業務の見直しを図ることによって、教育職員の業務や教育の質の向上のために必要な時間的なゆとりを創出することが必要である。

○ 教育職員を対象とする年2回（前期・後期）の「心のセルフチェックシステム（通称ストレスチェック）」において、令和7年度前期の本市全体の分析結果は、全19項目のうち、心理的な仕事の負担（量・質）と自覚的な身体的負担度の3項目が、5段階のうち「やや悪い」という状況であった。

○ こうした現状を踏まえ、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第8条に基づき本計画を策定する。

2. 目標

○本計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。

（1）時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1か月の時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- ・ 年間の時間外在校等時間が360時間超の割合を30%未満にする

（2）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ ストレスチェックにおける本市全体の分析結果（19項目）が全て5段階の「普通」以上となるようにする

3. 計画の期間

○令和8年度～令和11年度（4か年計画）

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- ◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（3分類①）
 - ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒の登校時間の見直しを推進する。また、防災危機管理課、PTA、地域コミュニティなどを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

- ◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（3分類②）
 - ・勤務時間外における地域行事等の生徒指導上の見回りについては、教育職員による見回りは原則行わないこととする。
 - ・生徒指導推進協議会等において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて関係機関と認識を共有する。

- ◆地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（3分類④）
 - ・コミュニティ・スクールのちたっ子コーディネーターが地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案を行い、学校や地域住民、団体等の関係者との連絡・調整、ボランティアの募集や確保などを担う。
 - ・令和12年度までにコミュニティ・スクールを全ての中学校区に拡充していく。

- ◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（3分類⑤）
 - ・学校が県及び市の弁護士等の専門家を積極的に活用できる環境を整備する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆調査・統計等への回答（3分類⑥）

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ・学校事務体制の強化のため、共同学校事務室による各学校間の事務の連携を図る。

◆学校プールや体育館等の施設・設備の管理（3分類⑨）

- ・令和8年4月より、全小学校における水泳授業を民間施設にて実施する。それにともない、学校におけるプール管理は行わないこととする。また、中学校においても、施設の老朽化により授業実施が不可能と判断された際に、プール管理を終了とする。
- ・体育館の地域開放の管理業務については、開放実施連絡を含め、生涯学習スポーツ課が行う。

◆部活動（3分類⑬）

- ・令和7年9月より、原則、休日の全ての部活動の地域展開を進めている。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、週3回午後5時までの活動とする。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆授業準備、学習評価や成績処理（3分類⑮⑩）

- ・生成AIを活用し、授業用教材・資料の作成、学習計画の立案、小テストの作成等を効率的に進める。
- ・中学校において、デジタル採点システムを導入することにより授業準備や採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応（3分類⑰）

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を促進し、専門的な知見を活用しつつ、教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・教育委員会において、福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する会議を少なくとも年13回は実施することで、学校が

組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと、支援を行うことのできる体制を構築する。

- ・教育委員会において、スクールカウンセラー、福祉関係機関等と学校との情報共有及び、その対応に関する会議を年2回実施し、連携して支援を行うことができる体制を整える。
- ・医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ねらいが形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・学校行事の平日開催を推進する。
- ・夏季休業中の登校日を設けず、会議や研修等に充てる。
- ・校務DX（学校業務デジタルトランスフォーメーション）により、会議資料のペーパーレス化や保護者との連絡手段での利用に留まらず、学校評価アンケートの回収と集計、懇談会の日程調整もクラウド環境を活用するなど、より一層の校務の効率化を図る。
- ・令和10年度までに、教育職員1人1アカウントを活用したゼロトラストネットワークの整備を進める。
- ・市作成「生成AIプロンプト集」を活用し、校務効率化のために生成AI利用の場を増やす。
- ・令和8年度より、勤務時間外の留守番電話対応時間を原則として各校の勤務開始・終了時刻に合わせて設定する。ただし、中

学校は当分の間、平日は部活動終了後の午後5時30分から翌日の勤務開始時刻の設定とする。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 時間外在校等時間が1か月80時間を超えた教育職員及び、2か月連続で45時間を超えた教育職員にセルフチェックを実施し、高ストレスと判断された場合は産業医の面談対象とする。
- ・ 学校ごとに年1回程度、産業医が学校を巡回指導し、職場の環境保全を点検・指導する。
- ・ ストレスチェック実施率の100%を目指し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を促進する。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口（各校SC）を周知する。
- ・ 年次有給休暇が積極的に取得されるように、各学校に対して働きかけるとともに、各校の実情に合わせて計画年休の取得を促進する。
- ・ 学校における定時退校日の月1回以上設定を促進する。
- ・ 夏季休業中に7日間の一斉閉校期間の設定を行う。
- ・ あいちウィーク期間中の「県民の日学校ホリデー」は、教育職員についても積極的な年休取得を促し、原則閉校日とする。

5. 関連する取組・今後のフォローアップについて

○本市では、計画の実効性を確保するために、今後のフォローアップに関する事項や関連する取組として、以下の内容に取り組む。

- (1) 各学校の時間外在校等時間の状況を管理職に報告させ、教育委員会が毎月確認する。
- (2) 年6回「学校職員衛生委員会」を開催し、教育職員の健康状況や抱えている課題等について教育委員会が把握するとともに、

各校の衛生推進者と教育委員会が情報共有する。

- (3) 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保にあたり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (4) 時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、本市で導入している出退勤システムや管理職からの報告により把握する。その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- (5) 教育委員会において、各学校の状況を把握し、本計画の内容に照らし課題が見られるときは、当該学校に聞き取り、指導等を実施する。特に時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りが課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (6) 各学校における働き方改革が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行い、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。